

奈良っ子未来輝きプラン

I 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

- 経済的困難を抱える家庭やひとり親家庭の親子に関しては、親の不安定な就労や親が仕事との両立のために子どもに関わる時間が十分でなかったり、社会的つながりが希薄であることなどが依然として課題となっている。
- このため、すべての子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることなく、安心感と希望を抱きながらぐくまれる社会の実現に向け、県、市町村、関係機関・団体、企業、県民等が連携・協働し、困難を抱える家庭の子どもの育ちと子育てを支えるための中期的な方針と推進施策を示す。

2 計画の根拠法令等

- 〈根拠法令〉 ① 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく、子どもの貧困対策についての計画（第9条 努力義務）
 ② 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく、ひとり親家庭等の自立促進計画（第12条 努力義務） ※ 2つの計画を一体的に策定
- 〈計画期間〉 令和4～8年度（5年間）

3 計画の策定経緯

- H28年3月、「経済的困難及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画」を策定（期間：H28～R2年度）
- 県内小中学生世帯及びひとり親世帯の生活実態と意識を把握するため、「子どもの生活に関する実態調査」を実施（令和元年度）
- 実態調査結果や「奈良県子どもの貧困対策会議」での検討（R2年8月・11月）及び庁内関係課へのヒアリング等をふまえて、R2年11月に本計画案を取りまとめ
- 新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭等への影響をふまえた計画とするため、本計画策定をR3年度に延期
 - ・今回、R2年度の「新型コロナウイルス感染症の影響による生活困難者の実態調査」の結果をふまえ、取組を強化するため計画案を見直し
 - ・現在、子どもに関する条例の制定を検討しており、R3年度中の制定を目指している。本計画の空白期間（R3年度）が生じているため、来年度からの5年間を期間とする計画を策定するが、今後、条例との整合を図るために必要となった場合は、計画を変更する。

4. 計画の推進体制等

- 本計画の推進にあたっては、「奈良県子どもの貧困対策会議」等の場を通じて、子ども・子育て家庭のニーズを把握するとともに、市町村や関係機関・団体等との適切な役割分担と連携により施策を推進。
- 毎年度、評価指標の進捗状況と取組実績を把握することにより、計画の進行管理を行うとともに、P D C A サイクルに基づき計画を推進。

II 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

- (1) 経済的困難等を抱える親（ひとり親等）が子育ての支援を得ながら社会の担い手として力を発揮することができる社会を目指す。
- (2) 経済的困難等を抱える子育て家庭（ひとり親家庭等）の子どもが、安心感と希望を抱きながらぐくまれ、夢への挑戦の機会を保障する社会を目指す。

2. 基本目標

経済的困難等の状況に置かれている子育て家庭（ひとり親家庭等）が、自立・安定した生活の中で地域で孤立することなく、子どもの「伸びていく力」をはぐくむことができるよう支援する。

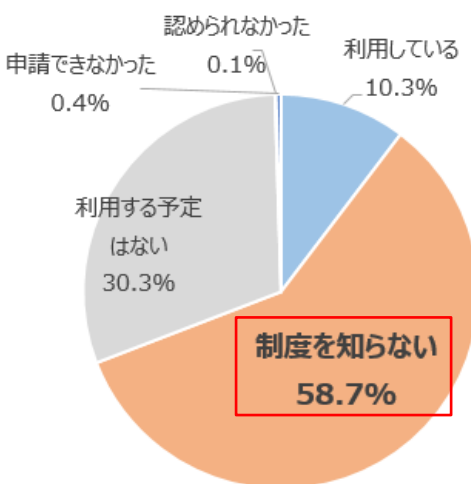
Ⅲ 調査結果等をふまえた計画案の見直し

1. 新型コロナウイルス感染症拡大によるひとり親家庭への影響（R2年度実態調査結果等）

「新型コロナウイルス感染症の影響による生活困難者の実態調査」の結果概要（R2年11月実施）

- 調査対象：県内在住の ①生活福祉資金の借受者 2,400人 ②児童扶養手当の受給者 3,144人 ③住居確保給付金の受給者 156人 計5,700人
（下記の数値は、調査対象①～③の回答からひとり親世帯を抽出したもの）
- 調査方法：記述式の調査票を送付し、郵送により回収（回収率 32.0%）

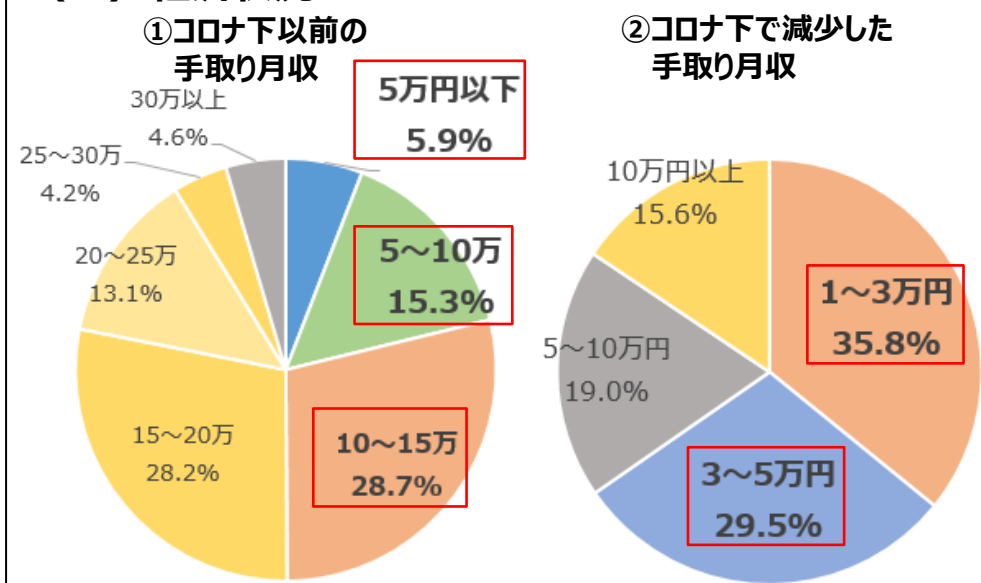
（1）生活福祉資金の利用状況



▶ひとり親家庭の約6割が、「生活福祉資金（コロナ下での生活維持に必要な費用の貸付）」**制度を知らない**

＜現状＞
ひとり親が利用できるサービスや制度が十分に知られていない

（2）経済状況



▶ひとり親世帯の約9割が就労しているが、約半数が**非正規雇用**
▶コロナ下以前のひとり親の手取り月収は、約半数が**15万円以下**
▶コロナ下で、6割を超えるひとり親の手取り月収が**1万円～5万円減少**

＜現状＞
ひとり親は収入が不安定な**非正規雇用が多い**が、コロナ下でさらに**減収**している

（3）子育てへの影響

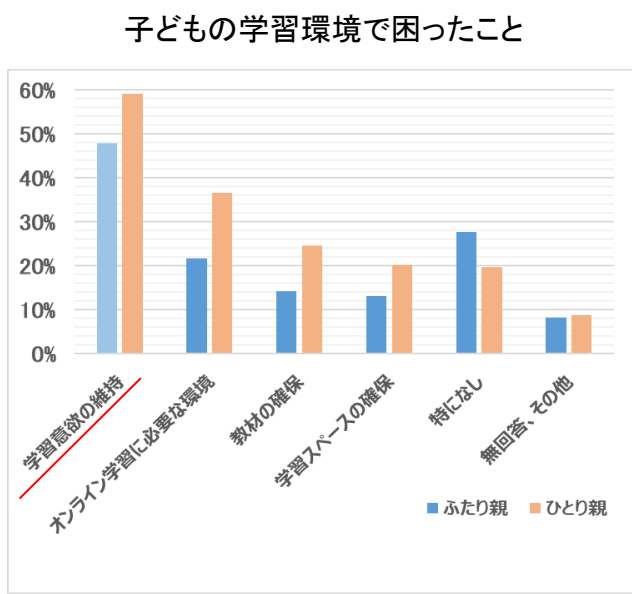
【自由意見】

- ▶相談できる親や、親戚がおらず**孤独**
- ▶子育てと親の介護が重なり**苦しい**
- ▶子育てで自分の時間がとれず、**ストレスが溜まる**

＜現状＞

- ・育児不安や負担を軽減できる機会や場が少ない
- ・身近に頼れる人がいない

（4）子ども自身への影響



▶ひとり親の約6割が、**子どもの学習意欲の維持に苦慮**
▶子どもの約6割が、**外で遊ばず、ストレスを感じている**
▶子どもが**暴言を吐く・暴れる**、**ゲーム依存の心配**
（子どもと家庭テレホン相談内容）

＜現状＞
子どもが安心して過ごせる居場所が少なく、**ストレスを発散できない**

（5）その他の影響

▶コロナ下では、乳幼児健康診査**未受診児の現認率低下**
乳児 R元:87.3% → R2:80.1%
幼児 R元:90.0% → R2:78.0%

▶**ヤングケアラー**と考えられる子どもの実態
家事や家族の世話等を週3日以上行っている生徒数
中学3年生: 883人 (9.7%)
高校生 :1,384人 (9.0%)

＜現状＞

- ・コロナ下では、**乳幼児とその親の状態を把握しにくい**
- ・家庭の外からは見えにくい**ヤングケアラーや子どもの貧困問題等**が潜在化している可能性がある

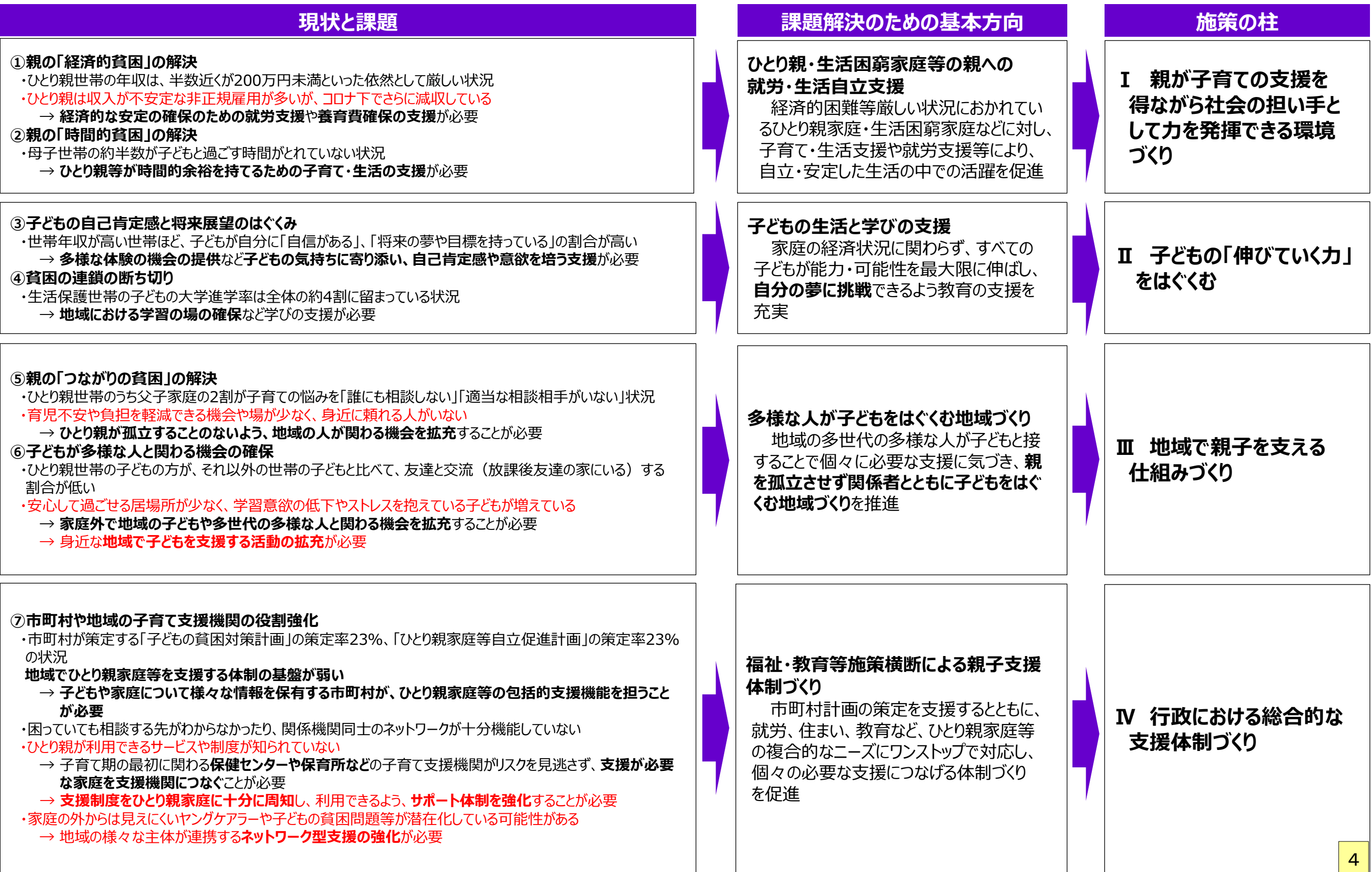
2. ひとり親家庭等の現状をふまえた取組強化

【調査結果等に基づく課題】

- 1 子育て負担の増加や収入の減少などに対応する支援制度をひとり親家庭に十分に周知し、利用していただけるよう、サポート体制を強化することが必要
- 2 学習意欲の低下やストレスを抱えている子どもが増えているため、身近な地域で子どもを支援する活動の拡充が必要
- 3 ヤングケアラーや子どもの貧困問題等は家庭の外からは見えにくいいため、地域の様々な主体が連携するネットワーク型支援の強化が必要

3つの課題	推進施策	具体的取組
<p>1 ひとり親家庭に支援を確実に届けるためのサポート体制の強化</p>	<p>あらゆる困りごとを把握し、適切な支援につなげる仕組みの推進</p>	<p><「ひとり親コンシェルジュ」制度の創設></p> <p>① 困りごとを把握し、支援情報を届ける「アウトリーチ機能」の拡充 県母子家庭等就業・自立支援センター（県スマイルセンター）に「ひとり親コンシェルジュ」を配置 ひとり親等の希望に応じて、個別訪問をするなど「アウトリーチ機能」を拡充</p> <p>② 就職に向けたよりきめ細かな状況把握 就業支援バンク登録者の就職活動の状況を半年に1回以上把握。支援の要否を確認するため、丁寧なアフターフォローを実施</p> <p>③ 相談支援の質向上に向けた取組強化 ア 「ひとり親コンシェルジュ」と「母子・父子自立支援員」（県・市村福祉事務所配置）、「家庭生活支援員」（県委託事業におけるひとり親家庭への家庭訪問員）との定期的な連絡会議開催等により、ひとり親家庭の現状をふまえたより効果的な連携支援を実施 イ ひとり親家庭を支援する相談支援員のスキルアップのための合同研修会の実施</p>
<p>2 地域で子どもをはぐくむ気運の醸成と困難を抱える家庭の子どもを身近な地域で支援する活動の拡充</p>	<p>地域における多様な子どものはぐくみ活動の促進</p>	<p>① こども食堂を中心とする地域の様々な主体による子ども支援ネットワークの普及 多世代の多様な主体が参画することも食堂等地域の交流の場を普及することにより、「地域で子どもをはぐくむ」活動を拡充</p> <p>② ひとり親家庭を住民ボランティア等が家族のように支える活動の普及 ア 地域で子育て家庭を支えたい人が、身近に頼れる人がいないひとり家庭の親子を家族のように支えるボランティア里親活動を普及（（仮称）「ひとり親フォスターペアレント」制度） イ 市町村が里親等に子どもの預かりを委託する「子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）」について、ひとり親家庭等の優先利用を促進</p> <p>③ 地域における日常的な親子への心づかい活動の普及 地域の人が困難を抱える子育て家庭のために食品や日用品を提供し、困っている家庭が気兼ねなく必要な時に受け取ることができる仕組み（「フードドライブ（食品等の無償配布）」や、いわゆる「コミュニティフリッジ（地域の冷蔵庫）」等）を普及</p>
<p>3 潜在化する子どもの問題に対する地域でのネットワーク型支援の強化</p>	<p>子どもや家庭にかかわる関係機関が連携した支援を行うための体制づくり</p>	<p>市町村要保護児童対策地域協議会（要対協）による取組強化を支援 ア 市町村要対協の構成機関を含む地域の子ども・子育て家庭の関係機関が、困難を抱える家庭の問題を見逃さないよう、日常的な接触の中で見守りを強化 イ ヤングケアラー問題については、県の児童・介護・障がい等の福祉と教育の担当部署が連携・協働し、支援の連携体制づくりや市町村要対協に対する支援を実施</p>

IV 計画の基本方向と施策の4つの柱 (赤字は、計画案の見直しによる追記)



V 施策の体系 (赤字は、計画案の見直しによる追記)

施策の柱	推進施策	具体的取組 (太字は12の重点取組)	評価指標	現況値	目標値
I 親が子育ての支援を得ながら社会の担い手として力を発揮できる環境づくり	(1) 暮らしの安定のための子育て・生活支援	① 身近な場所での子育ての学びの推進 ② ひとり親等の生活・子育て援助サービスの充実 ③ ひとり親等に対する手当の給付及び生活資金等の貸付 ④ 県営住宅のひとり親世帯等(福祉世帯向け)の優先入居支援 ⑤ ひとり親等に対する民間賃貸住宅への円滑な入居支援 ⑥ ひとり親等相談機能の充実 ⑦ 妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実	ひとり親等の生活・子育て援助サービス利用件数	92件(R2)	160件
		ひとり親が子どもと過ごす時間が「十分にとれている」「大体とれている」割合	51.8%(R元)	60%	
		居住支援法人の指定法人数	6法人(R2)	16法人	
II 子どもの「伸びていく力」をはぐむ	(2) 経済的自立のための就労支援	① ひとり親等の就労相談、自立支援プログラム策定、就業支援講習 ② ひとり親の資格取得に際する費用の給付 ③ ひとり親に対する技能習得のための資金等の貸付 ④ 生活困窮者の社会的経済的な自立に向けた支援 ⑤ ひとり親等の雇用促進のための関係機関との連携による調査・研究	ひとり親世帯(母子家庭)の保護者の就業率	91.4%(R元)	95%
	(3) 養育費確保と面会交流の支援	① 養育費確保と面会交流の取り決めにかかる法律相談・専門員相談 ② 親が離婚前から子どもの養育や生活等について考える機会の提供	母子世帯の母の養育費の取り決め率	44.1%(R元)	60%
	(4) 多様な主体による子どもの学びの機会の提供	① 生活・学習習慣の定着及び学力向上の支援	・生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率 ・ひとり親世帯の子どもの高等学校等進学率	95.5%(R2) 100%(R元)	99% 100%
III 地域で親子を支える仕組みづくり	(5) 子どもの悩みに気づき受け止める心のケアの充実	① スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの活用による教育相談・教育支援体制の充実 ② 中・高校生が気軽に相談できる相談窓口の設置 ③ 子どもの状況を把握・共有するため、学校と放課後児童クラブの連携を促進 ④ ヤングケアラーへの相談・支援	朝食を毎日食べる子どもの割合	92.2%(R元)	100%
	(6) 高等教育の希望をかなえるための支援	① 高等学校での就学の安定化のための教育費負担の軽減 ② 児童養護施設退所者等に対する生活費等の貸付 ③ 中途退学者等への支援	・スクールカウンセラーの配置率 ・スクールソーシャルワーカーの派遣率	50.1%(R3) 47.8%(R2)	対前年度以上 (毎年度増)
	(7) 身近な親子を日常的にしっかりと見守る気運の醸成と人づくり	① 高等学校での就学の安定化のための教育費負担の軽減 ② 児童養護施設退所者等に対する生活費等の貸付 ③ 中途退学者等への支援	・生活保護世帯の子どもの大学等進学率(専修学校等を含む) ・ひとり親世帯の子どもの大学等進学率(専修学校等を含む)	35.8%(R2) 58.5%(R元)	42% 60%
IV 行政における総合的な支援体制づくり	(8) 地域における多様な子どものはぐみ活動の促進	① 地域全体で親子を支える気運を醸成する県民運動の展開 ② 行政やNPO等民間団体による子育て支援に参画する地域人材の育成	なら子育て応援団登録店舗数	1,720店舗(R2)	1,800店舗(R6)
	(9) あらゆる困りごとを把握し、適切な支援につなげる仕組みの推進	① こども食堂の普及と多機能化の推進 ② こども食堂を中心とする地域の様々な主体による子ども支援ネットワークの普及 ③ 子どもの学習支援活動の促進 ④ 地域による体験学習及び交流の場の提供 ⑤ ひとり親家庭を住民ボランティア等が家族のように支える活動の普及 ⑥ 地域における日常的な親子への心づかい活動の普及	・小学校区におけるこども食堂設置率 ・市町村における子ども支援ネットワーク構築数(※ひとり親世帯を支えるために構築する市町村、社会福祉協議会、学校、自治会、こども食堂等による地域ネットワーク)	31.9%(R3.10) -	100%(R7) 15市町村
IV 行政における総合的な支援体制づくり	(10) 市町村における計画的な施策推進の支援	① 「ひとり親コンシェルジュ」制度の創設 1) 困りごとを把握し、支援情報を届ける「アウトリーチ機能」の拡充 2) 就職に向けたよりきめ細かな状況把握 3) 相談支援の質向上に向けた取組強化	就業支援バンク新規登録者数	315人(R2)	400人
	(11) 支援が必要な親子に日常的に寄り添い適切なサービスに結びつける仕組みづくり	① すべての子育て家庭を支える「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置促進と機能強化 ② 支援の必要な子育て家庭に寄り添い関わっていくための情報基盤の整備 ③ 支援が必要な子育て家庭を適切なサービスに結びつけるための福祉・教育連携の強化 ④ 親子の困りごとを把握し支援機関につなぐ保育所や放課後児童クラブ等の対応力向上	市町村子ども家庭総合支援拠点の設置率	9市町村(R3.6) 3市(R2)	26市町村 13市村
	(12) 子どもや家庭にかかわる関係機関が連携した支援を行うための体制づくり	① 母子家庭等当事者団体と行政との協働の推進 ② 市町村要保護児童対策地域協議会による取組強化を支援	市町村子ども家庭総合支援拠点の設置率	51.3%(R3.8)	100%(R4)

※目標値は、原則令和8年度を目標年度としますが、他計画との整合等を踏まえた指標は括弧書きの目標年度になっています。